

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業
助成（第4回）募集要項

令和3年4月26日

公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下「財団」という。）が実施する東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業に対する助成事業について、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成（第4回）実施要領（以下「実施要領」という。）によるほか、この募集要項に定めるところによるものとします。

1. 助成対象事業等（実施要領第2条、第3条関係）

(1) 助成対象事業の実施期間

令和2年7月24日（金）から令和3年8月23日（月）までに実施する若しくは実施された事業とします。

ただし、過去に当財団から助成の対象となった車両は除きます。

(2) 助成対象事業者

実施要領第2条第3項で規定する事業者とし、過去に当財団からの助成を受けた事業者についても助成対象とします。

2. 交付申請（実施要領第4条関係）

(1) 申請期間及び郵送先

助成の対象とする事業について助成金の交付を受けようとする事業者は、以下の申請期間内に助成金交付申請書及び添付資料を郵送するものとします。

なお、交付申請額の総額（申請台数に拘わらず、1事業者1台分として積算した額）が助成予算額に達した場合には、申請期間内であっても、受付を打ち切るものとします。

この場合には、速やかに当財団のホームページ（<http://www.d-number.or.jp>）のお知らせ欄において公表させていただきます。

また、申請期間外の消印で当財団に到着した応募書類は、受け付けられませんので、郵送により申請（担当者）者あて返送させていただきます。

【申請期間】 令和3年5月17日（月）から令和3年5月28日（金）まで
（消印有効）

【郵送先】 公益財団法人日本デザインナンバー財団 事務局
住所：〒113-0033
東京都文京区本郷 2-17-8 鈴木ビル5F
電話：03-3868-3671

(2) 申請書類

交付申請は、助成の対象となる車両に応じ、以下の実施要領の様式により申請するものとします。

- ・ 交付申請日以降に導入する予定の車両を交付申請する場合
様式第 1 - 1
- ・ 交付申請日前に導入した車両を交付申請する場合
様式第 1 - 2

※ 助成金交付申請書等の様式は、財団ホームページ（<http://www.d-number.or.jp>）からダウンロードすることができます。

(3) 提出書類の部数

提出して頂く申請書類の提出部数は、2部（正・副各1部）とします。

3. お問い合わせ先

公益財団法人日本デザインナンバー財団 業務担当

住 所：〒113-0033 東京都文京区本郷 2-17-8 鈴木ビル 5F

電 話：03-3868-3671 FAX：03-3868-3672

Email：info@d-number.or.jp

U R L：http://www.d-number.or.jp